

建築物等の所有者の皆様へ

特殊建築物等の定期報告制度について



1 定期報告制度とは？

劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅等は、不特定多数の人々が利用する建築物であり、利用者の安全を確保するため、火災等が発生した場合に、利用者が安全に避難できるように建築されています。

しかし、建築物の維持管理が適切に行われていない場合には、火災等が発生した際に建築物が備えている本来の機能を十分に発揮できず、安全性が低下し、人的被害をもたらす大惨事となる恐れがあります。

近年では、建築物だけでなくエレベーターや遊戯施設の事故も相次いでおり、いずれも維持管理が適切に行われていなかったことで、事故につながった可能性があると指摘されています。

こうした災害や事故を未然に防ぐため、建築基準法第12条では、建築物や昇降機等について専門家による定期的な調査・検査を行い、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。

2 提出先

○定期報告は以下の窓口へ提出してください。

管内市町	担当名	提出先	電話番号
矢板市、那須烏山市、さくら市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導 第一 担当	【持参の場合】 宇都宮市戸祭元町 1-25 県庁舎北別館 3階	028-623-2868
真岡市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導 第二 担当	【郵送等の場合】 宇都宮市埴田 1-1-20	028-623-2873

【注意事項】 昇降機等の提出先は「一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会」となります。

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町12 FLECTO 8F (TEL 03-3518-5820、FAX 03-3518-5822)

次の9市は特定行政庁として定期報告の指定をしておりますので、各市役所にてご確認ください(詳細は巻末参照)

※宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市

栃木県 建築指導課

TOCHIGI
INFRA
DEPT.

3 定期報告の対象となる建築物等

※特定行政庁9市は対象建築物等や報告時期等を別途指定しています。

定期報告の対象建築物等については、下記の定期報告対象建築物等一覧表をご確認ください。

○定期報告対象建築物等一覧表

用途	政令及び県細則による指定規模等	報告間隔	報告時期
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない9月 次回以降、報告間隔を超えない9月
	観覧場(屋外観覧場を除く。) 公会堂又は集会場		
	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)		
	ホテル又は旅館	3年	
	児童福祉施設等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)		
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗		
	下宿、共同住宅、寄宿舎等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)		
	体育館(学校に付属するものを除く。)	3年	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場		
事務所その他これらに類するもの			
防火設備	定期報告対象建築物 (県細則指定建築物を含む。)	1年	検査済証の交付を受けた日以降の9月 次回以降毎年9月
	病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設(200㎡以上)		
昇降機等	エレベーター(いす式階段昇降機及び段差解消機を含む。) ※労働安全衛生法対象のエレベーター、簡易リフト及びホームエレベーターを除く。	1年	検査済証交付月 次回以降毎年、検査済証交付月
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機		
	遊戯施設等(観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む。)		

(注意)

1. F \geq 3階、F \geq 5階、地階若しくはF \geq 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
2. Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
3. 新築の建築物等(防火設備、昇降機等を含む)は、検査済証の交付を受けた直後の時期については、報告する必要はありません。(初回免除)

4 新築建築物等における定期報告の初回免除

新たに建築した建築物等については、建築基準法の完了検査済証の交付を受けた直後の報告が免除されます。下記の例を参考に、定期報告の調査・報告時期の確認をしてください。

○新築(新設)した建築物等の初回免除の例

用途	R8		R9.9	R10.9	R11.9	R12.9	R13.9	R14.9
	～8.31	9.01～						
報告間隔 2年の建築物	8.31 以前 検査済証交付		初回 免除		1回目 報告		2回目 報告	
		9.01 以降 検査済証交付		初回 免除		1回目 報告		2回目 報告
報告間隔 3年の建築物	8.31 以前 検査済証交付			初回 免除			1回目 報告	
		9.01 以降 検査済証交付			初回 免除			1回目 報告
防火設備	8.31 以前 新設	初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告	6回目 報告
		9.01 以降 新設	初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告
昇降機等	検査済証交付		初回 免除	1回目 報告	2回目 報告	3回目 報告	4回目 報告	5回目 報告

5 定期報告の調査・検査等ができる資格者

一級建築士又は二級建築士若しくは一定の資格者でなければ、定期報告における調査・検査等を行うことができません。調査・検査を行うことができる資格は下表のとおりです。

○資格者一覧表

報告種別	資格種別	一級建築士 二級建築士	特定建築物 調査員	建築設備※ 検査員	防火設備 検査員	昇降機等 検査員
建築物		○	○			
建築設備		○		○		
防火設備		○			○	
昇降機		○				○

※栃木県において、建築設備は定期報告の指定はありません。

6 定期報告の様式について

提出書類の様式は栃木県県土整備部建築指導課HPからダウンロードできます。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h15/town/jyuutaku/kenchiku/kijunnhoukaisei20150601/teikihoukokuyoushiki160601.html>)



7 変更・廃止等について

定期報告対象となっている特定建築物等において、下記事項に関する変更等が発生した場合には、届出が必要になります。詳細は、栃木県建築指導課 防災耐震担当にお問い合わせください。

※昇降機等の提出先は「一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会」となります。

- 特定建築物等 : 所有者の変更、建築物の名称及び用途の変更・廃止
- 防火設備 : 所有者の変更、建築物の名称及び用途の変更・廃止
- 昇降機等 : 所有者の変更、建築物の名称及び用途の変更・廃止、
昇降機等の廃止・休止・仕様変更・再使用

8 パンフレットの内容に関する問い合わせ先

栃木県県土整備部建築指導課 防災耐震担当
〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 1-25 県庁舎北別館 3 階
TEL:028-623-2866
Email:ken_sido_bousai@pref.tochigi.lg.jp

【参考】栃木県以外の特定行政庁について

○栃木県以外の特定行政庁一覧表

市町	担当課	所在地	電話番号
宇都宮市	都市整備部建築指導課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2574
足利市	都市建設部建築・住宅政策課	足利市本城 3-2145	0284-20-2170
栃木市	都市建設部建築指導課	栃木市万町 9-25	0282-21-2441
佐野市	都市建設部建築指導課	佐野市高砂町 1	0283-20-3104
鹿沼市	都市建設部建築指導課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2242
日光市	建設部建築住宅課	日光市今市本町 1	0288-21-5197
小山市	都市整備部建築指導課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9233
大田原市	建設部建築住宅課	大田原市本町 1-4-1	0287-23-1178
那須塩原市	建設部建築指導課	那須塩原市共壘社 108-2	0287-62-7169

【参考】建築士への相談先について（一般社団法人 栃木県建築士事務所協会のご案内）

建築士への相談先につきましては、一般社団法人栃木県建築士事務所協会のHPに掲載されている建築士事務所一覧をご参照ください。(<https://www.tkjk.or.jp/member.html>)

